

申請条件について

※ 申請には以下の条件が整っている必要があります。

- 研究責任者が本学助教以上であること
- 研究責任者及び学内の研究分担者が「研究倫理に関する講習会」を倫理申請日の1年以内に1回以上受講していること

同講習会は原則 3月、6月（3月のDVD講習）、9月、12月（9月のDVD講習）にそれぞれ複数回設定し、実施しています。

- APRIN e ラーニングプログラム(CITI Japan)
「産業医科大学研究倫理申請コース」を受講していること

- 申請する研究課題について、本学利益相反委員会の承認を得ていること

臨床研究審査委員会の審査前までに、本学利益相反委員会の承認を得ていること。

利益相反に関する担当部署は研究支援課です。

利益相反に必要な書類については、研究支援課にお問い合わせください。